

越生町有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越生町の自主財源の強化、町内商工業者の育成・振興及び生活情報の提供のために募集した広告(以下「広告」という。)を有料で掲載することに関して必要な事項を定める。

(広告掲載の対象)

第2条 越生町が管理するもののうち、広告の掲載等をする媒体として活用できるものについては、その推進に努めるものとする。

(広告の掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、越生町有料広告選定基準の運用規程において定めるものについてはこの限りでない。

- (1) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (6) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (7) 求人広告又はこれに類するもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) その他町長が広告掲載として適当でないとするもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載スペース料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

(広告の募集等)

第6条 広告の募集は、所管する課において募集期間等を定め、広報おごせ、越生町ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、越生町有料広告掲載申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第8条 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、越生町有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、別に定める越生町有料広告選定委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

3 広告の申込みが該当広告枠数を超えた場合で、かつ、第3条に規定する広告の掲載基準を満たしているときは、第4条の規定による広告掲載の優先順位に基づいて抽選により決定する。

4 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに町長に広告案を提出しなければならない。

（広告掲載スペース料の納入）

第9条 広告主は、町が発行する納付書により、指定する期日までに、広告掲載スペース料を一括納入するものとする。

（広告案の審査）

第10条 町長は、第8条第4項に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

（広告の作成）

第11条 広告主は、前条に規定する審査後（修正を求めた場合は、修正後）に広告を作成するものとする。

（広告主の責任等）

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）第2条の適用を受ける場合は、同条例の規定する許可を受けなければならない。

（広告代理店への業務委託）

第13条 町長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店等に業務委託することができる。

（広告掲載の取消し）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による広告掲載の決定を取消することができる。

(1) 町長が指定する期日までに広告案を提出しなかったとき又は広告掲載スペース料を納入しなかったとき。

(2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載スペース料の還付)

第 1 5 条 広告掲載スペース料は還付しない。ただし、越生町の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(その他)

第 1 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

越生町有料広告掲載申込書

年 月 日

越生町長 様

住所(所在地)

名称

代表者職・氏名

印

電話番号

FAX番号

担当者職・氏名

越生町有料広告掲載に関する基本要綱を遵守のうえ、下記のとおり申込みます。

広告媒体

広報おごせ（ 下1段 ・ 下1段の2分の1 ）

（掲載希望期間 ）

越生町ホームページ

（掲載希望期間 ）

郵便用封筒（ 角2サイズ ・ 長3サイズ ）

庁舎等広告（ 壁面広告 ・ 床面広告 ）

（掲載希望期間 ）

その他

[注意事項]

- ・ 企業・団体等の業務内容等がわかる書類を添付してください。
- ・ 掲載を希望する広告の素案等（イメージ）も併せて添付してください。
- ・ 広告掲載にイラスト・写真・ロゴなど使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。町では一切の責任を負わないことを了承ください。

様式第2号（第8条関係）

越生町有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

越生町長

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、
下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 決定区分

掲載する
（決定媒体及び期間等）

掲載しない
（理由）

2 広告掲載スペース料

金 _____ 円

納入期限 年 月 日

3 その他（掲載条件等）

[注意事項]

- ・ 広告案及び広告の作成については、すべて広告主の負担となります。
- ・ 広告にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。町では一切の責任を負いません。